

○ひたちなか市補助金等交付基準

平成21年1月20日

訓令第1号

改正 平成28年3月18日訓令第3号

(趣旨)

第1条 この基準は、補助金等（ひたちなか市補助金等交付規則（平成6年規則第40号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の透明性及び公平性を確保するため、規則第7条第1項に規定する補助金等の交付の適否の決定に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(採択基準)

第2条 補助事業等（規則第2条第2項に規定するものをいう。以下「事業等」という。）に係る補助金等の交付を決定するに当たっては、次に掲げる基準により公益上の必要性を判定するものとする。

- (1) 事業等に補助金等を交付することについて費用対効果が認められること。
- (2) 事業等の目的、視点、内容等が社会経済状況に合致していること。
- (3) 市と市民の役割分担の中で、真に補助すべき内容であること。
- (4) 受益者が特定の者に偏っていないこと。
- (5) 事業等の促進が市の施策の目的達成につながるものであること。
- (6) 団体においては、会計処理及び使途が適切であり、自主財源の確保に努めていること。

(補助対象経費等)

第3条 補助金等の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業等の目的達成に直接必要とする経費に限定するものとする。ただし、次に掲げる経費は、補助金等の交付の対象としない。

- (1) 交際費、慶弔費、懇親会費等の経費
- (2) 他の団体等へ行う迂回助成で使途が明確に確認できない経費
- (3) その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費

(補助率等)

第4条 補助率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 公共的で公益上の必要性が特に高い事業等 補助対象経費の10分の10
- (2) 市と市民が協働で行うべき事業等で市民が中心となって活動を行うもの

補助対象経費の10分の10以内

(3) 自らの団体等のために行う事業等で市民に及ぼす効果が高いもの 補助対象経費の2分の1以内

2 前項各号の補助率になじまない事業等に係る補助金等の交付決定に当たっては、単価基準又は合理的な定率により積算されたものにあつては定額により、利子補給に係るものにあつては金利情勢により決定するものとする。

(交付期間)

第5条 補助金等を交付する期間（以下「交付期間」という。）は、3年を期限とする。ただし、ひたちなか市補助金等審査委員会設置要綱（平成19年告示第55号）に定める審査の結果、継続又は見直しの判定を受けた補助金等にあつては、必要な見直しを行った上で、3年を限度とし、これを延長することができる。

2 前項ただし書の規定により、交付期間を3年間延長された補助金等は、再び同項ただし書の規定の適用を受けた場合には、再度の交付期間の延長を妨げないものとする。

3 目的が達成された事業等又は目的が達成できないと認めた事業等は、3年を経過する前に補助金等の交付を終了するものとする。

(国県等補助事業の取扱)

第6条 国、県等の補助制度を伴う補助金等の取扱いについては、国、県等の定める補助要綱等の定めによるものとし、当該補助要綱等に定めのない事項については、この基準の定めるところによるものとする。

付 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成28年訓令第3号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。